

(様式第 2 号)

会 議 録

令和 7 年 2 月 1 3 日作成

会議の名称	令和 6 年度第 2 回島本町社会教育委員会議		
会議の開催日	令和 7 年 1 月 2 3 日（木） 午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 0 時 3 5 分		
会議の開催場所	島本町役場地階 第五会議室		
公開の可否	可	傍聴者数	0
非公開の理由 （非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）			
出席者	委 員	大野議長、松原委員、藪田委員、小林委員、 亀山委員	
	事 務 局	横山教育長、安藤教育こども部長、坂元生涯 学習課長、住屋生涯学習課参事兼図書館長、 大柴生涯学習課職員	
会議の議題	1 令和 7 年度社会教育関係団体の認定申請について 2 その他		
決定事項等	別紙のとおり		
審議等の内容	別紙のとおり		
配布資料	【会議資料】 1 令和 7 年度社会教育関係団体の認定申請について 2 島本町社会教育関係団体認定基準に関する要綱 3 令和 7 年度社会教育関係団体認定申請書（8 団体）		

【会議録】

令和6年度第2回島本町社会教育委員会議

- 教育長あいさつ
- 副議長の選出（松原副議長を選出）
- 会議録確認委員の選出（小林委員を選出）
- 傍聴者確認（傍聴者なし）

【議 題】

(1) 令和7年度社会教育関係団体の認定申請について

事務局： 令和7年度社会教育関係団体の認定申請について説明

資料1

委 員： この社会教育関係団体の認定について、認定されたことによってどういうことが起きるのか。

事務局： （資料3ページ）島本町社会教育関係団体の認定基準に関する要綱では、町内で活動する団体であるとか特定の政治団体・宗教団体の支持のなどが無い事が一つ要件となっている。

第3条の委員長等では、社会教育関係団体に認定されると委員会は認定した団体に対し指導助言を行うことができるとなっている。

また、社会教育施設の事業に支障の影響のない限りで施設の使用ができる便宜、運営に関する指導助言、事業への講師の斡旋又は派遣、必要な資料、機材の提供、調査研究への協力、その他必要な援助及び指導助言ができる。

具体的には、例えば、社会教育関係団体の行う事業に対して町から補助を行ったり、ふれあいセンターの団体室や各種町の施設を使っていただく時に減免を受けることができる事などそういう面が社会教育関係団体のメリットになるかと考えている。

委 員： この補助金は、全ての団体に反映されるのか。

申請があつてするのか、それとも自動的になるのか。

事務局： 補助金については、昨年度から見直しを行っており、団体に対する補助から団体が行う事業に対する補助という形に変更している。

補助対象事業がないことや申請がなければ補助というのはないが、資料の125ページに記載のとおり令和6年度に関しては8団体の内5団体から事業をするということで申請があつて、現在、1団体の精算が終わっている。8団体のうち3団体については、申請がなかったことから補助はしていない状況にある。

委 員： （資料1） 1ページの社会教育に関する事業を行うことを目的とする団体の中にレクリエーション協会がある。その下部団体のレクリエーション協会に所属されている団体の活動が

この資料では見えてこない。

これはこの社会教育に対する事業を行う事を目的とする団体に該当するのか。それとも下部団体がそうであれば、ここに登録していれば団体自体がそういう事を行わなくてもいいということになるのか。

なぜ、こんな事を言うかという、スポーツ団体であれば体育館施設の利用については減免だとか免除だとかがなされる。

レクリエーション協会はかなりの団体が所属され、活動されていると思うが、定例会としか書かれておらずその辺をどういうふうに判断するのか。

事務局： レクリエーション協会は様々な活動組織を持っておられる。

レクリエーション協会として下部組織をまとめられ、社会教育団体としての一員として申請をされておられるで、レクリエーション協会全体として社会教育活動をされているとみる事が妥当と思っている。

今回の認定に関しては、協会本体が例えば何か具体的な事業をしてないと駄目だというような規制をかけているというよりは、協会全体として見た時にどういう活動をされているかということが一つの認定、目安になると考えている。

議長： 本件について、承った。

以上、案件第1号議案について承認された。

(2) その他

事務局： 特になし。

委員： 特になし。

議長： 本件について、承った。

以上をもって閉会とする。

以 上